小型の喫煙用ライター（プリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）及びリチウム電池で駆動するライターで不測の作動を防止するための機能を有しないもの並びに液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）又は小型の安全マッチ	（略）	（略）	（略）	1）・2）　（略） 3）当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア）・イ）　（略） ウ）予備の電池は、ショートしないように個々に保護されていること。 エ）・オ）　（略）
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（身体障害、健康又は年齢あるいは骨折等による一時的な障害により移動が制約される旅客が使用するもので、以下この別表において「電動車椅子等」という。）	（略）	（略）	（略）	1）～3）　（略） 4）リチウムイオン電池の各端子は、ショートするおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 5）電動車椅子等に取り付けられたリチウムイオン電池が十分に保護されていない場合は、当該電池を取り外し、次の要件に従うこと。 ア）　（略） イ）取り外した電池は、ショートを生じないように措置され、かつ、損傷から保護されていること。 ウ）　（略）
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池	（略）	（略）	（略）	
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、ショートを生じないように措置したもの）	（略）	（略）	（略）	

小型の喫煙用ライター（プリミキシングライター（燃料と空気が燃焼のため供給される前に混合されているライターをいう。）及びリチウム電池で駆動するライターで不測の作動を防止するための機能を有しないもの並びに液化ガス以外の吸収されない液体燃料を含有するものを除く。）又は小型の安全マッチ	（略）	（略）	（略）	1）・2）　（略） 3）当該物件にリチウム電池が含まれている場合は、次の要件に該当すること。 ア）・イ）　（略） ウ）予備の電池は、短絡しないように個々に保護されていること。 エ）・オ）　（略）
リチウムイオン電池を用いた電動車椅子又は電動歩行補助車（身体障害、健康又は年齢あるいは骨折等による一時的な障害により移動が制約される旅客が使用するもので、以下この別表において「電動車椅子等」という。）	（略）	（略）	（略）	1）～3）　（略） 4）リチウムイオン電池の各端子は、短絡するおそれのないよう、カバー又はケース等により保護されていること。 5）電動車椅子等に取り付けられたリチウムイオン電池が十分に保護されていない場合は、当該電池を取り外し、次の要件に従うこと。 ア）　（略） イ）取り外した電池は、短絡を生じないように措置され、かつ、損傷から保護されていること。 ウ）　（略）
電動車椅子等から取り外したリチウムイオン電池	（略）	（略）	（略）	
電動車椅子等に用いる予備のリチウムイオン電池（ワット時定格量が300Wh以下のものであって、短絡を生じないように措置したもの）	（略）	（略）	（略）	